

岐阜県動物愛護管理推進計画案への意見及び回答

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
1	全体	動物を「物」として扱わず、「いきもの」として取扱い、動物の生きる権利を認めるべきである。	「動物は命あるもの」であると動物愛護管理法に明記されており、これを前提に本計画を策定しています。また、環境省基本指針に即した動物愛護思想について、県民に普及啓発を図っていきます。御期待に添えるよう施策を推進していきます。	2
2	全体	「人と動物が共生する地域社会」を目指し、岐阜県が動物愛護の先進国や他県に負けないよう、施策を推進することを期待している。		1
3	全体	計画の内容が抽象的で、具体的な施策が少ない。今後の施策について、さらに具体的に示すべきである。	具体的な施策については、県民、動物愛護推進員、その他関係者等の意見などを踏まえながら、検討していきます。	2
4	全体	計画の内容に動物愛護についての県の考えが示されていない。人の視点からではなく、動物の視点にたった計画にすべきである。	本計画は、環境省の指針に即して策定しています。今回の計画においては、県民の合意形成が必要であり、動物の終生飼養と適正飼養が、すべての県民が共有すべき動物愛護観であると考えています。また、基本方針である「人と動物が共生する地域社会」を実現するには、飼い主等の人への対策が重要であると考えています。	1
5	全体	早急に必要なのは動物愛護ではなく、動物の殺処分数の減少である。このようなあいまいな計画ではなく、具体的な施策を中心に計画すべきである。	ご指摘のとおり、保健所等に収容され、殺処分される動物を減少させることは早急の課題ですが、抜本的な改善を図るには、動物愛護思想の醸成が不可欠だと考えています。具体的な施策については、県民、動物愛護推進員、その他関係者等の意見などを踏まえながら、検討していきます。	1
6	全体	動物を飼わない事も動物愛護であり、県民の権利でもあることを行政は認識すべきである。	動物を飼わない県民への配慮は、非常に大切なことであると考えています。	1
7	全体	不適切な動物の飼い主や動物による県民への被害や苦痛の解決を先送りしたまま、動物愛護事業ばかりを推進していく計画であるのではないかと危惧している。	「第3 各主体の責務と役割」の飼い主の責務を徹底していくことが重要であると考えています。また、毎年度実施する県政モニターアンケートや保健所に寄せられる苦情件数などを指標に、当計画の進捗状況を検証していきたいと考えています。	2
8	全体	現状の県の事業を増やすことはなく、一つひとつの事業の質を高めていくべきである。	県民、動物愛護推進員、その他関係者等のご意見やご協力をいただきながら、動物愛護に関する施策の充実とその推進に努めていきます。	1
9	全体	県民が意見を提出する機会を定期的に設けてほしい。	この計画の見直しを行う際には、県民の意見聴取を行います。	1
10	全体	今回のような意見募集では、応募者が限られるのではないか。	今回の意見募集では、全国から多くの意見をいただくことができました。今後は、さらに多くの県民からの意見をいただけるよう努めていきます。	1
11	全体	「動物愛護管理推進計画」の名称は、動物の愛護より管理が際立つ印象を持つ。愛護を推進することを強調するため、「動物愛護・管理推進計画」にすべきである（「・」を入れる）。	「・」の有無にかかわらず、受ける印象は変わらないと考えています。	1
12	全体	ボランティア活動を行う人たちの生の声を聞き、推進計画案を作成すべきである。	今回の意見募集において、多くのボランティアの方々からご意見をいただいております。今後の具体的な施策推進の参考とさせていただきます。	1
13	全体	地域ボランティアの有効活用を検討すべきである。	本計画や今後の県の施策をご理解いただけるボランティア活動について支援していきます。	1
14	趣旨	「動物を家族の一員として生活する飼い主が増えています。」という表現は客観的な表現ではない。「家族の一員のように親密に思っている。」などの表現にすべきではないか。	「動物を家族の一員として」と「家族の一員のように親密に思う。」とは同じ意味であると捉えています。	1
15	対象動物	計画の対象動物について、「野生動物を除く」となっているが、飼育されている動物はすべて対象とすべきではないか。	ここでいう野生動物は、自然界に生存する動物を指します。当計画の対象動物は、動物種に係わらず「人が所有又は占有している動物」が対象になります。誤解を避けるため、「野生動物を除く」は削除することにしました。	1
16	各主体	動物虐待を捜査する警察の役割を明記すべきである。	警察が法に基づき職務を遂行することは、当然の役割であり、記載を要しないものと考えます。警察との連携を図りながら、動物愛護管理に関する普及啓発を行っていききたいと考えています。	1
17	現状・課題	ねこの引取り頭数の減少に資するため、P9②のねこの引取り頭数について、「飼いねこ」と「飼い主不明のねこ」の内訳を記載すべきである。	そのほとんどが、「飼い主不明のねこ」であるため、その旨を記載します。	7
18	現状・課題	狂犬病予防注射の接種率の過去10年間の推移を示すグラフは、接種率の分母が登録頭数であり、不適切である。実際の犬の頭数を把握したうえで、推移を示すべきである。	未登録犬の課題については別に記載してしています。	1
19	指標2	犬及びねこの殺処分数をゼロとする目標とすべきである。	殺処分される動物を1頭でも減らしたいと考えていますが、10年後に殺処分数をゼロにすることは、現実的ではないと考えています。	74
20	指標2	指標2の目安としている犬の返還頭数及び譲渡頭数の合計を増やすべきである。	ご指摘の表は、目安として記載しており、返還頭数や譲渡頭数を指標とする考えはありません。指標としているのは、収容頭数と殺処分数です。誤解を避けるため、当表を削除することとします。	18

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
21	プラン1	動物愛護啓発ポスターを公共交通機関など様々な場所に積極的に掲示すべきである。	ポスター等の掲示場所については、「プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」により、様々な場所で実施できるよう拡大を図っていきます。	1
22	プラン1	動物の飼い主に対し、定期的に適正飼養を普及啓発すべきである。	様々な機会を利用し、動物の飼い主への普及啓発に努めます。	8
23	プラン1	動物愛護に関する普及啓発活動を学生ボランティアと連携してほしい。	当計画の推進にはボランティアの協力が不可欠であり、学生ボランティアについても、支援していきたいと考えています。	1
24	プラン1	警察は、動物愛護管理に関する普及啓発を行うべきである。	引き続き警察との連携を図りながら、動物愛護管理に関する普及啓発を行っていきたく考えています。	1
25	プラン3	県がホームページから情報発信することは、とてもよい取り組みである。	さらに充実するよう努めます。	1
26	プラン3	ホームページ以外にも、県の広報紙などに動物愛護について掲載し、普及啓発を図るべきである。	引き続き、県の持つ広報媒体をできる限り活用していくように努めていきます。 また、「プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」や「プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進」のとおり、市町村、動物愛護推進員、動物取扱業者等との連携を強化し、効果的で効果的な普及啓発活動に努めていきます。	1
27	プラン3	県ホームページ「動物愛護管理情報」は、子供から高齢者まで楽しく閲覧できるよう工夫すべきである。	広く県民の方に閲覧していただけるよう工夫していきます。	1
28	プラン3	県ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」の迷い犬情報をトップページに掲載すべきである。	すでに「迷い犬情報」を「岐阜県動物愛護管理情報」のトップページ最上段のインデックスにリンクしています。	1
29	プラン4	地区ごとに動物愛護推進員を配置し、適正飼養を推進すべきである。	動物愛護推進員については、増員を図るとともに、適正飼養の普及啓発など有効な活動を支援していきます。	1
30	プラン4	「動物愛護教室」や「動物適正飼養リレー講座」などの動物愛護推進員による講習会を一層推進し、動物を飼うことの意義を広く啓発してほしい。	「プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催」のとおり、動物愛護推進員による講習会を拡充し、動物愛護思想の一層の普及を図っていきます。	2
31	プラン4	動物愛護推進員活動については、地域でのイベントなどの身近な場所で実施していく必要がある。	動物愛護推進員の方々にご相談しながら、活動の機会の拡充を図っていきます。	1
32	プラン4	子供への動物愛護に関する教育は重要であり、推進すべきである。	ご意見のとおり、次代を担う子供達への動物愛護思想の普及は大変重要だと考えています。 「プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修」や「プラン6 動物愛護週間行事の開催」による動物愛護思想の普及の他、動物愛護推進員、その他関係者等のご意見やご協力をいただきながら、子供達への動物愛護思想の普及に努めていきます。	1
33	プラン4	動物愛護推進員が、正しい動物へのペットフード提供方法をアドバイスする活動を行ってほしい。	動物愛護推進員による正しい給餌方法の説明については、犬のしつけ方教室等の講習会で実施しています。引き続き、こうした事業に取り組んでいきたいと考えています。	1
34	プラン5	小中学生を対象とした動物愛護に関する教室を拡充し、大学生をボランティアとして参加できるようにしてほしい。	当計画の推進にはボランティアの協力が不可欠であり、学生ボランティアについても、支援していきたいと考えています。	1
35	プラン5	学校飼育動物の飼育に係る費用は、予算化されるべきである。	実態を把握した上で、検討していきます。	2
36	プラン5	保健所の収容施設を子供達に視察させ、動物愛護について考える機会にすべきである。	学校の担当教諭や教育委員会などと十分に協議した上で、慎重に検討したいと考えています。	2
37	プラン6	子供達に動物愛護の思想を普及するために、動物愛護週間の行事は重要であり、拡充を図るべきである。	関係者と相談しながら、拡充を図っていきたく考えています。	1
38	プラン6	動物愛護フェスティバルで、保健所の殺処分の状況、動物実験の状況を掲示すべきである。	主催者と検討させていただきます。	2
39	プラン6	動物愛護フェスティバルにおいて、愛犬を連れて参加できるような企画を考えるべきである。	主催者と検討させていただきます。	1
40	プラン6	動物愛護作文・絵画コンクールの応募数を増加させるため、具体的に、わかりやすい動物愛護に関する題材を提供すべきである。	主催者と検討させていただきます。	1
41	プラン7	終生飼養と併せて、動物の生理を踏まえた適正飼養の教育を行うべきである。	「プラン1 県民ネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」及び「プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進」などにより、適正飼養について普及啓発を推進していきます。	7
42	プラン7	犬の終生飼養を推進していくためには、犬のしつけ方を普及すべきである。	「プラン12 犬のしつけの推進」のとおり、推進していきます。	1
43	プラン7	犬やねこの不妊去勢についての知識を普及することで、処分頭数を減らすべきである。	「プラン7 終生飼養の普及啓発」のとおり、不妊去勢について、飼い主の理解を深め、推進していきます。	1
44	プラン7	全県下に不妊去勢措置の助成金制度を設けるべきである。	不妊去勢に係る費用については、飼い主が負担すべきものであり、全県下に補助制度を設けることは、困難であると考えています。	8
45	プラン7	ねこの不妊去勢措置の広報を徹底して行うべきである。	「プラン1 県民ネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」及び「プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進」などにより、動物の不妊去勢措置について普及啓発を推進していきます。	2

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
46	プラン7	野良ねこを減少させるためには、ねこの飼い主に不妊去勢措置を義務化し、行政から厳しい指導を行うべきである。	ご指摘の内容を「義務化」することは、法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	2
47	プラン7	保健所が、飼い主より犬やねこを引き取る際には、その飼い主に、持ち込みに至るまでの経緯の詳細、理由、氏名を文書で提出させるべきである。	すでに、飼い主から犬やねこの引取りを行う場合には、氏名、引取りを依頼する理由について、文書にて提出していただいています。 また、「待ち込みに至るまでの経緯の詳細」については、「犬及びねこの譲渡要領(プラン9に記載)」の策定に当たり、参考とさせていただきます。	53
48	プラン7	保健所が飼い主から犬やねこを引き取る場合には、手数料を徴収すべきである。	遺棄される動物の増加を招く結果とならないかを慎重に検討する必要があります。	55
49	プラン7	保健所が飼い主から犬やねこを引き取る際に、手数料を徴収することは、その飼い主が動物を放棄することが正当化されることとなり、また遺棄の増加も懸念される。十分に検討すべきである。	ご指摘のとおりであると考えています。	1
50	プラン7	安易に保健所に持ち込む無責任な飼い主に対する罰則を適用すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務となっていますので、罰則を適用することはできません。	4
51	プラン7	保健所が飼い主から犬やねこを引き取る際に、その飼い主に、殺処分現場に立ち会わせるか、殺処分現場の映像をみせた後、1週間程度考える機会を与えるべきである。	遺棄される動物の増加を招く結果とならないかを慎重に検討する必要があります。	55
52	プラン7	保健所が飼い主から犬やねこを引き取る際に、その飼い主に放棄しようとする動物のワクチン接種やダニの除去など感染症予防措置を義務づけるべきである。	遺棄される動物の増加を招く結果とならないかを慎重に検討する必要があります。	52
53	プラン7	安易に飼育することを防ぐためには、インターネットによる販売などで購入しないよう普及啓発すべきである。	インターネットによる動物販売を行う業者に対し、動物愛護管理法に基づいた販売方法を遵守するよう指導していきます。 また、「プラン18 動物購入時の確認事項」において、ペット購入時の確認事項の一つとして「可能であれば事前に店舗に足を運び、衛生状態や店員の接客態度等を確認すること。」を周知していくこととしています。	1
54	プラン7	ペットを飼う前には、必ず講習会を受講することを義務づけること。	講習会の受講は、適正飼養を推進するために必要であると考えますが、義務化は困難であると考えています。	1
55	プラン8	飼い犬への所有者明示の推進に、期待している。	期待に添えるよう、取り組んでいきます。	2
56	プラン8	首輪の製造業者に対し、迷子札付の首輪を製造することを義務づけるべきである。	ご提案の趣旨は賛同いたしますが、首輪の製造業者に対し義務づけることはできません。	1
57	プラン8	犬の鑑札のデザインを小型犬でも装着しやすいものにすべきである。	「プラン8 所有者明示措置の徹底」で、飼い主が親しみやすく装着しやすいデザインの導入に努めることとしています。	2
58	プラン8	犬の鑑札や注射済票を魅力あるものにするため、デザインコンテストを開催すべきである。	犬の鑑札や注射済票を魅力あるものにしていくことは、大変重要であると考えており、市町村への支援に努めていきます。	1
59	プラン8	動物を飼養する場合には、マイクロチップの装着を義務化すべきである。	「義務を課す」ことは、法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	9
60	プラン8	マイクロチップの読み取り機をすべての保健所に整備すべきである。	整備を進めます。	3
61	プラン8	家庭動物の所有者明示は、外観で判断できる鑑札や名札等の装着で行うべきであり、交通事故等による破損の可能性もあるマイクロチップの装着を推進すべきではない。	犬については、装着が義務づけられている鑑札による所有者明示の推進が優先されるべきであると考えています。 ねこについては、マイクロチップが装着されている場合であっても名札を装着することが望ましいと考えています。	1
62	プラン8	所有者明示措置を行った動物を飼育する飼い主に対し、動物診察の割引、ペットショップ等における割引チケットの発行など具体的なメリットを示すべきである。	逸走時や災害時などに、飼い主の探索が容易になるメリットがありますので、そのメリットについて普及啓発を図っていきます。	1
63	プラン9	里親となる者を厳しく審査し、譲渡前に講習会を受講させるなど十分な指導を受けた後に譲渡すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	63
64	プラン9	保健所が譲渡する際には不妊去勢手術を行うべきである。	新たな飼い主の責任において実施すべきと考えています。	2
65	プラン9	譲渡された動物については、飼い主が不妊去勢処置をするようにすべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	62
66	プラン9	子犬だけではなく、成犬についても譲渡すべきである。	「プラン9 収容動物の適正譲渡の推進」のとおり、成犬の適正譲渡を推進していきます。	3
67	プラン9	譲渡時には、県が負担した費用を新たな飼い主より徴収すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	2
68	プラン9	保健所に収容されたすべての動物を譲渡対象にすべきである。	譲渡に適した動物であれば、譲渡対象にしています。	1
69	プラン9	保健所から譲渡する場合には、動物の習性、食費、疾病及びワクチンの接種等を説明すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	61
70	プラン9	保健所が動物を引き取る際には、血液及び便検査等を実施し、収容施設内での感染を防止すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	43
71	プラン9	譲渡後、不妊処置や飼育環境等の確認を行い、飼育に関する指導や相談を行うべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	63

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
72	プラン9	里親捜しのボランティアについても、県が作成する譲渡マニュアルに沿った譲渡を行うよう指導すべきである。	ご指摘のとおり指導を行っていきます。	60
73	プラン9	譲渡先の追跡調査をボランティアに依頼してはどうか。	保健所が動物を譲渡した場合、その譲渡先は個人情報であり、ボランティアに追跡調査を依頼することは妥当ではないと考えています。	1
74	プラン9	保健所に収容された犬やねこの譲渡を斡旋するボランティアについて、登録制度を設け、譲渡後の犬やねこについて適性に管理する体制を整備すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	2
75	プラン9	ボランティアと協力体制を確立し、譲渡を推進すべきである。	「犬及びねこの譲渡要領」を策定することとしており、その策定に当たり、参考とさせていただきます。	1
76	プラン9	集合住宅で譲渡の斡旋を行うボランティアについて、その集合住宅の規約以上の動物を飼養できるよう行政が認めるべきである。	付近の住民の十分な理解が必要であり、行政が介入すべき事項ではないと考えています。	48
77	プラン9	県主催の譲渡会を年に1度開催すべきである。	西濃保健所や岐阜市保健所にて、年数回開催しています。他の県立保健所においては、里親希望者を常時受け付けています。	1
78	プラン9	収容動物を公開し、新たな飼い主を募集する機会を増やすべきである。	「プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討」に記載したとおり、県ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」における里親募集の掲載を検討していきます。	1
79	プラン9	保健所に保護された動物の治療費などについて、狂犬病予防注射集合注射会場の接種時などに寄付を募ってはどうか。	困難です。	1
80	プラン10	動物を収容した場合に、その収容場所、収容月日、動物の種類などを記録保存すべきである。	すでにご指摘の内容については、各保健所において記録保存しています。	56
81	プラン10	虐待による被害死体であるかを判断するため、路上での動物の死体について、その収容場所、収容月日、動物の種類、写真などを記録保存し、全国的なネットワークを立ち上げるべきである。	動物の死体収容については、県で行っていないため困難です。	60
82	プラン10	犬及びねこ以外の動物や負傷動物についても、犬及びねこと同様に記録、保存、掲示すべきである。	ご提案のとおり実施します。	55
83	プラン10	犬の収容動物検索サイトについて、迷いねこの情報を掲載すべきである。	当サイト掲載内容の検討事項とさせていただきます。	13
84	プラン10	県ホームページ「迷い犬情報」で、犬の写真が掲載されない保健所がある。すべての保健所において犬の写真は掲載すべきである。	すべての保健所で掲載するようにします。	1
85	プラン10	発見できない迷い犬を探し出す手段として、ホームページ等に、その情報を掲載すべきである。	県ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」の掲載内容の検討事項とさせていただきます。	1
86	プラン10	保健所に収容された動物について、広報紙等に掲載すべきである。	幅広く閲覧できる方法について、検討していきます。	48
87	プラン10	保健所の動物の引取りや殺処分の状況を公開すべきである。	動物の引取り、殺処分等の頭数は、毎年度、県ホームページで公開しています。	1
88	プラン11	狂犬病予防注射の接種率を向上させるには、地域住民の利便性を考慮した集合注射会場を設定していくべきである。	今後も市町村にお願いしていきます。	1
89	プラン11	動物販売業者が犬の販売時に狂犬病予防注射について顧客への説明を行うよう指導すべきである。	動物販売業者に対し、犬を販売する際の事前説明事項の一つとして説明するよう指導していきます。	1
90	プラン11	初めて狂犬病予防注射を接種する場合、畜犬登録料金を3000円を支払うため、飼い主への負担が大きい。登録料金を下げ、注射手数料を上げるべきである。	事務を所管する市町村に、ご意見として提案させていただきます。	1
91	プラン12	新たに犬を飼養開始するには、「愛犬のしつけ方教室」の受講を義務づけるべきである。	受講を「義務づける」ことは困難です。「愛犬のしつけ方教室」などの事業を拡充し、普及啓発に努めます。	1
92	プラン12	犬のしつけ方の一層の充実に期待している。	期待に添えるよう、取り組んで参ります。	1
93	プラン12	行政が主体となり、犬のしつけ方教室を開催してほしい。	「プラン12」のとおり開催していきます。	1
94	プラン12	しつけ方以外にも、動物の健康管理方法について呼びかけるべきである。	現在、各保健所で開催する愛犬のしつけ方教室において、犬の健康管理方法について講習を実施しています。今後も、県獣医師会と連携を図り、広く普及啓発していきます。	1
95	プラン13	犬やねこの飼養開始前に、その飼い主に、犬のしつけ方や地域ルールに関する講習会を受講させるべきである。	「愛犬のしつけ方教室」などの事業を拡充し、普及啓発に努めていきます。	1
96	プラン13	地域のルールの遵守、モラルの向上を図るため、自治会等の単位で、少人数の犬の飼い方教室の開催が必要である。	現在でも、市町村や自治会からのご要望があれば、開催しています。「プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催」と併せ、一層拡充するよう努めていきます。	1
97	プラン13	犬のふん害について、実効性のある対策を検討すべきである。	引き続き市町村と連携し、対応していきます。	1
98	プラン14	捨て猫の減少を重点に施策を推進すべきである。	捨てねこの対策は、最も優先すべき課題であり、重点的に進めていきたいと考えています。	1
99	プラン14	ねこの屋内飼養を徹底し推進すべきである。	「プラン1 県民ネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」及び「プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進」などにより、ねこの屋内飼養を推進していきます。	4

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
100	プラン14	野良ねこを減少させるため、は不妊去勢措置と屋内飼養について普及啓発を推進すべきである。	「プラン1 県民ネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」及び「プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進」により、県民へ広く普及を図りたいと考えています。	1
101	プラン14	ねずみ対策に、ねこを放し飼いすることも規制するのか。	ねこの屋内飼養を義務化するのではなく、付近の生活環境の保全の他、ねこに対する疾病予防や交通事故の防止等の動物愛護の観点から普及啓発するものです。 屋内飼養が困難な場合にあっては、少なくとも不妊去勢を実施するよう普及啓発を行うこととしています。	1
102	プラン15	TNR活動(野良猫を捕獲、不妊手術を行い、捕獲した場所に返す活動)や地域ねこ活動(飼い主のいないねこに不妊去勢手術を行い、そのねこを地域の住民が合意の上で、終生適切に管理する活動)を推進すべきである。	地域ねこ活動については、自治会等の地域住民が主体となった飼い主のいないねこ対策の一手法として考えています。現在、モデル地域を設け、その方法や効果などを検討しているところです。	104
103	プラン15	地域ねこ活動を妨害する人に対して、厳しい罰則を適用すべきである。	動物虐待に当たる行為でない限り、罰則を適用することは困難です。	57
104	プラン15	「適切な管理等を行っていない。」のは、「屋内飼養義務を怠った飼い主」であることを明記すべきである。 また、ねこに餌を与える人の自覚を促すとは、どのような自覚であるか不明確である。	すべての県民が、動物に接する際には、愛情を持って、適正に飼養しなければならないと考えています。 例え飼育意志がなくとも、餌を与え動物を慈しむのであれば、その一方で糞を適切に始末するなど周辺環境への配慮は欠かせないものと認識しています。 したがって、地域ねこ活動等近隣住民の生活環境に配慮した活動が否定されるものではありません。	8
105	プラン15	ねこに餌を与える人に対し、ねこを飼養する者として、繁殖制限や餌の後始末などを行う義務がある旨を明確にするべきである。	現状の関係法令において、義務を課すことはできません。	1
106	プラン15	ねこについても、犬と同様に飼い主に登録の義務を課すべきである。	施策の推進に当たり、検討させていただきます。	1
107	プラン15	不適切な飼育を行うねこの飼い主に、強力に指導すべきである。	動物愛護管理法に基づく指導の徹底に努めます。	1
108	プラン15	不妊去勢を行わず野良ねこに餌を与え、ねこを増やしている者に罰則を与えるべきである。	罰則を与えることは、現在の法体系上できません。	1
109	プラン16	特定動物の逸走を防止するため、特定動物を販売する業者は、販売先の台帳を作成すべきである。	動物愛護管理法により、「動物販売業者は、動物の販売先を記録し、その記録を5年以上保存すること。」が義務づけられています。	1
110	プラン17	動物取扱業者に対する監視を強化すべきである。	強化していきます。	3
111	プラン17	動物取扱業者に対する罰則を強化すべきである。	すでに動物愛護管理法上において罰則は定められています。 罰則を強化することは、法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	3
112	プラン17	最低の基準を守っていないペットショップを監視する職員が必要である。	県内各保健所に配置しており、監視指導を行っています。	1
113	プラン17	動物取扱業の登録申請は、慎重に審査し、動物販売業者が多く動物を遺棄するような事件はなくしてほしい。	登録申請時には、登録要件に適合しているかを厳しく審査するとともに、登録後の監視指導の強化に努めます。	2
114	プラン17	動物の取扱施設で、飼育場所に対し、具体的に飼育可能な面積を犬の大きさに応じて定めるべきではないか。	ご指摘の内容は、法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1
115	プラン17	ボランティアに、立入りの権限を与え、定期的に巡回させ、不適正な飼養を行うブリーダーを行政に報告させるべきである。	法制上できません。	1
116	プラン17	動物取扱業者の立入りは、抜き打ちで行うべきである。	悪質な業者や不適切な飼養の情報を得て立入りする場合は、抜き打ちで行っていきます。	2
117	プラン17	動物取扱業は、難易度の高い国家資格にすべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1
118	プラン17	ブリーダーについて資格制度を導入すべきである。	動物愛護管理法により、社会性や営利性などが認められるブリーダーは、都道府県知事対し、動物取扱業の登録が必要となっています。 また、動物取扱業の登録には、一定の資格要件を満たした動物取扱責任者の設置が義務づけられています。	1
119	プラン17	販売時の事前説明が十分に行われず販売されるケースが依然として多い。動物販売業者に徹底すべきである。	動物販売時の事前説明は、動物取扱責任者研修において、重点的に説明することとしています。 また、立入調査時には、事前説明に関する記録を確認し、その徹底に努めていきます。	4
120	プラン17	インターネット上の動物販売のトラブルが絶えない。県民に注意するよう呼びかけてほしい。	インターネットによる動物販売を行う業者に対し、動物愛護管理法に基づいた販売方法を遵守するよう指導していきます。 また、「プラン18 動物購入時の確認事項」において、「可能であれば事前に店舗に足を運び、衛生状態や店員の接客態度等を確認すること。」を周知していくこととしています。	2
121	プラン17	動物を購入した場合には、購入者が定期的に、販売者へ動物の飼養状況を報告する義務を課すべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1
122	プラン17	ペットショップで衝動買いを行わないよう、生体のショーウィンドウ展示を一切禁止させるべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
123	プラン17	ペットショップを廃止し、安易に動物を購入できる環境をなくすべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1
124	プラン17	動物販売業者の登録を行わず、個人的に交配を行うことを一切禁止すべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	2
125	プラン17	動物を販売する際に、その動物の生年月日に加え、繁殖業者からの出荷日表示すべきである。	繁殖業者からの出荷日表示することが望ましいと考えており、動物取扱責任者研修等で、指導していきます。	16
126	プラン17	離乳前の幼齢動物の管理は非常に重要である。動物販売業者に管理を徹底するよう指導すべきである。	幼齢動物の販売規制は、動物愛護の観点から重要であるとされており、その徹底に努めます。	1
127	プラン17	繁殖を行う個体は、ねこは1.5歳～6歳、犬は2歳～6歳までとし、繁殖は年1回とすべきであり、これらに従わず繁殖を行った場合には刑罰を与えるべきである。	ご指摘の内容は、法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。幼齢動物の販売規制は、動物愛護の観点から重要であるとされており、現状の動物愛護管理法の規制について、記載しました。	69
128	プラン17	生後3ヶ月未満の犬またはねこは販売しないように規制すべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。 なお、離乳前の幼齢動物の販売については、動物愛護管理法においてすでに規制されていますので、動物販売業者に指導していきます。	2
129	プラン17	個人であっても、動物を繁殖させ販売する場合には、動物取扱業者の登録を義務化するべきである。	一定の条件を満たした場合には、法人、個人の別を問わず動物取扱業者の登録が必要となります。	65
130	プラン17	販売に供するため繁殖を行う動物について登録制度を設け、繁殖ができなくなった動物については、再登録させる制度を設けるなど、家庭動物として終生飼養させるべきである。	動物繁殖業者に対し、終生飼養に努めるよう指導していきます。 また、繁殖用動物の終生飼養のあり方について、検討していきます。	67
131	プラン17	ブリーダーが繁殖用の犬やねこを遺棄している。厳しい罰則を適用すべきである。	遺棄の事実が明らかとなれば、動物愛護管理法により罰則が適用されます。	4
132	プラン17	保健所での動物販売業者からの動物の引取手数料は、一般住民よりも高額に設定すべきである。	高額な引取手数料を設定しても、本質的に解決できる問題であると考えていません。	67
133	プラン17	老齢動物を遺棄する悪質なブリーダーを取り締まるため、繁殖に供する動物へのマイクロチップ装着を義務づけるべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	2
134	プラン19	動物介在活動のボランティア団体を支援し、活動犬やハンドラーの育成を一層推進してほしい。	引き続き取り組んでいきます。	2
135	プラン20	身体障害者補助犬の普及啓発の一層の推進に期待している。	引き続き取り組んでいきます。	1
136	プラン21	多くの県民の意見を聴取するため、アンケート調査の実施をもっとアピールすべきである。	県民の意識調査については、動物に興味を持たない方の意見も含め幅広く聴取すべきであると考えています。	1
137	プラン22	大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を、アンケート調査等により把握すべきである。	計画に記載しました。	7
138	プラン22	県内関係局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」等の普及啓発を図るべきである。	ご指摘のとおり、普及啓発に努めていきます。	56
139	プラン22	動物実験について計画に記載すべきである。	計画に記載しました。	2
140	プラン22	動物実験に関し、3Rの原則(苦痛の軽減、使用数の削減、代替法の活用)に違反した場合には、氏名等の公表、罰則を適用させるべきである。	法制上できません。	49
141	プラン23	畜産業者、養鶏業者等に対しては、県内関係局と連携して、産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知徹底すべきである。	ご指摘のとおり、普及啓発に努めます。	7
142	プラン23	産業動物について計画に記載すべきである。	関係機関と連携し、普及啓発に努めていく旨を計画に記載しました。	2
143	プラン25	犬やねこの里親捜しボランティアに助成金を交付すべきである。	里親捜しを適正に行うボランティアの方々には、今後も支援していきますが、その支援は必ずしも金銭である必要はないと考えています。	1
144	プラン25	動物愛護推進員を公募制にし、活動内容の明確化、活動費の予算化等をすべきである。	動物愛護推進員の人員の拡充、活動内容の充実について一層の推進に努めていきます。	1
145	プラン25	動物愛護推進員への勉強会や意見交換会の一層の充実を期待している。	期待に添えるよう、取り組んでまいります。	1
146	プラン27	動物愛護に関する市町村の担当職員の教育を徹底してほしい。	「プラン25 市町村担当職員の研修」を充実させるなど、動物愛護管理法の趣旨等について市町村担当者に理解を求めています。	1
147	プラン28	動物取扱業者の職員に対し、動物愛護に関する研修を実施すべきである。	毎年開催する動物取扱責任者研修において、動物愛護管理法の趣旨等について説明し、徹底を図っていきます。	1
148	プラン28	動物取扱業者が様々な情報を一般の人たちに発信できるよう動物取扱責任者研修の際に情報提供すべきである。	動物取扱業者については、その責務に「人と動物が共生する社会の実現に向け、その一翼を担う役割がある。」旨記載しています。 また、「プラン1 県民ネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進」とおり、動物取扱業者が持つネットワークを活用し、効率的で、効果的な普及啓発活動ができるよう体制を整備していきます。	1
149	プラン29	狂犬病発生時のシミュレーションを行うなど実効性のあるマニュアルを作成すべきである。	狂犬病発生時のマニュアル作成に当たっては、県獣医師会及び岐阜大学等のご意見をいただきながら、実効性のあるものにしていきます。	1

No.	関連記載箇所	意見内容	回答	類似意見数
150	プラン30	災害時の動物救援体制を整備すべきである。	「プラン30 被災動物救援体制の整備」のとおり、体制を整備していきます。	1
151	プラン30	市町村を含めた被災動物救済体制の整備について、至急対応すべきである。	「プラン30 被災動物救済体制の整備」のとおり、体制を整備していきます。	2
152	プラン30	被災時等において動物避難が必要となった場合には、警察が中心となり、ボランティアや動物愛護団体等と連携を図り、対応すべきである。	被災時の動物の救援については、行政が中心となり、関係団体やボランティア等と連携し、対応すべきであると考えています。	50
153	プラン30	被災時に、市町村において動物同伴で避難できる一時避難場所を事前に指定し、飼い主に周知すべきである。	同様に考えており、市町村に要請していきます。	16
154	プラン31	警察は、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を強化すべきである。	行政とボランティア団体との連携の強化が優先されるべきと考えています。	49
155	プラン31	県下の動物愛護及び適正飼養に関するボランティアを把握し、ネットワークを構築してほしい。	「プラン31 ボランティアネットワークの構築」のとおり、ボランティア間の交流を深め、ネットワークを構築していきます。	1
156	プラン31	多頭飼育者が、突然遺棄するケースについて、譲渡を斡旋するなど、できる限り殺処分を行わないよう、事前に体制を整備すべきである。	「プラン31 ボランティアネットワークの構築」により、ボランティア間のネットワーク構築後に、順次体制を整備したいと考えています。	1
157	プラン32	動物とふれあいの場を提供する施設を設置すべきである。	引き続き検討していきます。	2
158	プラン32	動物の適正飼養及びしつけ方について、日常的、専門的に普及啓発を行うため、拠点施設を整備すべきである。	引き続き検討していきます。	1
159	プラン32	(社)岐阜県獣医師会が提案した「動物ふれあいパーク構想」を推進すべきである。	引き続き検討していきます。	2
160	プラン32	収容動物の譲渡を推進するため、拠点施設を整備し、専門的に対応すべきである。	引き続き検討していきます。	22
161	プラン32	被災時に、的確に対応するため、拠点施設を整備すべきである。	引き続き検討していきます。	1
162	プラン32	負傷動物を治療する専門の施設を県で整備すべきである。	引き続き検討していきます。	2
163	その他	やむを得ず殺処分する場合には、炭酸ガス以外の方法で安楽死すべきである。	各自治体の状況等を踏まえ、検討していきます。	2
164	その他	やむを得ず殺処分する場合には、麻酔薬による安楽死で行うべきである。	各自治体の状況等を踏まえ、検討していきます。	58
165	その他	収容施設での動物の扱いは最低限健康状態を維持できるようにすべきである。	引き続き、収容動物の健康状態を維持できるよう努めています。	55
166	その他	保健所での犬の収容期間を最低4週間にすべきである。	収容施設等の現状を考慮すると、すべての動物を4週間収容することは困難です。譲渡に適した動物については、できる限り生存の機会を与えるよう努めていきます。	46
167	その他	市町村は、多頭飼育する者を把握し、適切な監視、助言などを行うべきである。	保健所と市町村が連携し、適切に指導等を行っていきます。	48
168	その他	多頭飼育や多くの動物に給餌する者が、高齢などで飼育が困難になった場合には、ボランティアに動物の保護を依頼するべきである。	ボランティアとの連携の具体的なあり方について、検討していきます。	48
169	その他	多頭飼育や多くの動物に給餌する者が、指導に従わなかった場合には、罰金、動物の所有権剥奪などの措置を講ずるべきである。	法制上できません。	48
170	その他	多頭飼育や多くの動物に給餌する者に対し、不妊手術を指導すべきである。	ご指摘のとおり、指導や助言を行っていきます。	48
171	その他	断耳、断尾を禁止すべきである。	法改正を伴う事項であり、国において検討されるべきものと考えます。	1
172	その他	悪質な動物の飼養を行う者に、罰金を徴収する制度を創設してほしい。	すでに動物愛護管理法で、罰則は規定されています。	1
173	その他	警察も動物愛護にかかる現状や法律を理解すべきである。	県警本部との連携を図っていきます。	52
174	その他	飼い主に、その所有する動物に対する治療費について、助成制度を設けてほしい。	動物の治療費については、飼い主が自ら負担すべきものと考えています。	1
175	その他	動物虐待を行う者は、精神的な問題を抱えていることが多い。病院を紹介するなどの対応が必要である。	保健所や市町村には、精神的な病についての担当があり、相談のできる体制となっています。	1
176	その他	飼えなくなった犬やねこを、定期的に巡回し、回収することを即刻廃止するべきである。	当県では、ご指摘のような方法による引取りは行っていません。	1
177	その他	保健所で保護されたねこを引き取る場合には、避妊手術について、助成してほしい。	避妊手術の費用については、所有者自らが負担すべきものと考えます。	1
178	その他	保健所の動物の引取りを廃止すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務となっていますので、引取りを廃止することはできません。	1
179	その他	虐待や動物愛護管理法違反等が発覚した場合には、その動物の所有権を剥奪するべきである。	法制上できません。	51
180	その他	行政、ボランティア、動物愛護団体等が、虐待の通報を受け、調査や捜査を行い、摘発を行えるようにすべきである。	法制上できません。	51
181	その他	動物愛護に関する職員を特別司法警察職員とするべきである。	法制上できません。	51
182	その他	動物の保護を目的とした宝くじを販売してほしい。	県での実施は困難です。	1
合計				2,423